

子育て支援に関する施策の  
年次報告  
(平成24年度分)

平成25年9月

福島県

## < 目 次 >

### 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

#### 1 総 論

(1) これまでの子育て支援の取組み	1
(2) 東日本大震災後の子育て支援体制を取り巻く環境	2

#### 2 出生率等の現状

(1) 出生数、出生率の推移	5
①出生数と合計特殊出生率の推移	5
②年少人口と高齢人口の推移	6
(2) 将来の人口	6
(3) 少子化の要因とその背景	7
①未婚率の推移	7
②平均初婚年齢の推移	8
③少子化の背景	8

#### 3 子育て支援の取組みの方向性

(1) 条例に基づく基本計画について	8
(2) 「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」（平成25年3月改定版）の概要	9

#### 4 まとめ

### 第2章 子育て支援に関する施策の進捗状況

#### 1 子育て支援に関する重点施策

<基本方針Ⅰ>東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援	11
<基本方針Ⅱ>親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	13
<基本方針Ⅲ>子育ての支援	15
<基本方針Ⅳ>子育てと社会参加の両立のための環境づくり	20
<基本方針Ⅴ>子どもの健やかな成長のための環境づくり	24
<基本方針Ⅵ>援助を必要とする子どもや家庭のための支援	27
<基本方針Ⅶ>次代の親の育成	29

#### 参 考

平成24年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）	33
「子育てしやすい福島県づくり条例」	35

## 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

### 1 総論

#### (1) これまでの子育て支援の取組み

[子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いである。]

こうした基本的な考え方の下、本県では、平成7年3月に「安心して子どもを産み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年度から平成12年度を計画期間とした「うつくしま子どもプラン」を策定し、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組んできた。

その後、少子化の進行及び児童虐待問題の顕在化や増加など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を踏まえて計画を見直し、平成13年3月に平成13年度から平成17年度を計画期間とした「新うつくしま子どもプラン」を策定した。

この「新うつくしま子どもプラン」は、安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の施策をさらに推進するとともに、子どもが大切にされ、子ども自身の持つ能力が十分発揮できるよう、子どもの意見を尊重した子育て環境づくりの視点を加え、施策の充実を図ったものであった。

しかし、依然として少子化の進行には歯止めがかからず、少子化が一層進行し、緊急に集中的な対策を講じる必要があり、また、次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づき都道府県行動計画を策定する必要があったことから、「新うつくしま子どもプラン」の見直しを行い、平成17年度から平成21年度を計画期間として、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定した。

この「うつくしま子ども夢プラン」においては、本県の特性を生かしながら、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるように、行政や企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者を含めた幅広い世代など、社会全体で新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要として、「子育て支援を進める県民運動」を展開しながら、各種施策を総合的に推進してきた。

こうした取組みの展開に伴い、県内各地域に子育て支援団体が設立され、それぞれが活動の幅を広めることで、地域にその必要性が認められる存在となっていった。

平成22年3月には、県政運営の基本指針である新しい福島県総合計画の策定に合わせ「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を策定した。

このプランにおいては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

が実現できる環境づくりや、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスを整備する視点を中心に見直しを行い、社会全体での子育て・子育て支援をさらに推進することとしている。

社会全体で子育て・子育て支援を推進する気運の高まりの中、平成22年12月定例県議会において、議員提案による「子育てしやすい福島県づくり条例」が全会一致で可決、制定された。

本条例は、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くという条例制定の趣旨を前文に掲げ、基本理念とともに県の責務、県民・地域社会・事業主・保護者の役割等について規定している。また、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を基本計画としている。

県では、この条例の制定を踏まえ、組織体制の見直しを行い、平成23年6月に子育て支援担当理事を設置し、プランの実現に向けて施策を部局横断的に推進している。

## (2) 東日本大震災後の子育て支援体制とそれを取り巻く環境

平成23年3月11日の東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県は地震及び津波に加え、放射性物質の飛散による甚大な被害を受けた。

これらの災害により、多くの県民がふるさとを離れて、仮設住宅などに避難せざるを得なくなり、特に、放射線に対する感受性が高いと言われていた子どもを持つ世帯は、健康被害を危惧し、県外へも避難することとなった。

こうした深刻な状況に対応し、県は「ふくしま」の子どもたちを放射線の影響から徹底的に守り抜くため、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」として、子どもたちの健康と安全・安心を守るためのあらゆる対策を取りまとめ、積極的に実施してきた。これに先立ち、平成23年7月には関係団体とともに、緊急プロジェクト推進会議を開催し、「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言を行い、県民一丸となって積極的に事業を実施することを確認した。

また、同年8月には、子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進する体制を強化するため、新たに知事を本部長として、「福島県子育て支援推進本部」を設置し、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の進行管理を行うとともに、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに、県を挙げて積極的に取り組んできた。

震災後、本県の状況が大きく変化したことから、平成24年度中に福島県総合計画の全面的な見直しが行われ、これに伴い、平成25年3月に、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を改定した。

## 「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言

子どもは社会の宝であり、子どもが元気で明るく心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いである。

しかし、今、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県民の安全と安心を根底から揺るがし、特に子どもたちの生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

「ふくしま」の未来を担う大切な子どもたち。その子どもたちが、青空の下で伸び伸びと活動できるよう、安全で安心な「ふくしま」を取り戻さなければならない。

また、県外に避難を余儀なくされ、ふるさとへの思いを募らせている子どもたち。その子どもたちの、一日も早く「ふくしま」へ帰りたいという願いに応えられるよう、震災前の笑顔あふれる「ふくしま」を再生させなければならない。

「ふくしま」の子どもを守り抜く。

この強い決意の下、県民の皆さん、関係団体、市町村、県が一丸となり、総力を挙げて、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」に取り組み、豊かで美しく、子どもたちを健やかに育む福島県を再び築きあげていくことをここに宣言する。

平成23年7月8日

「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」推進会議会長  
福島県知事 佐藤 雄平

平成25年4月1日現在の18歳未満の子どもの避難者数は、県内避難13,332人、県外避難15,816人、合わせて29,148人に上っており、震災の影響により、これまで各地域で積み上げてきた社会全体で支え合いながら子育て・子育てを支援する体制の維持が大いに懸念される状況となっている。

現在も、原子力災害は収束せず、県民は依然として不安を持ったまま生活している状況にあるが、県としては、福島将来を担う子どもたちを守るため、あらゆる対策を実施していくこととしており、着実に取り組んでいる。

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ  
(市町村が把握している人数)

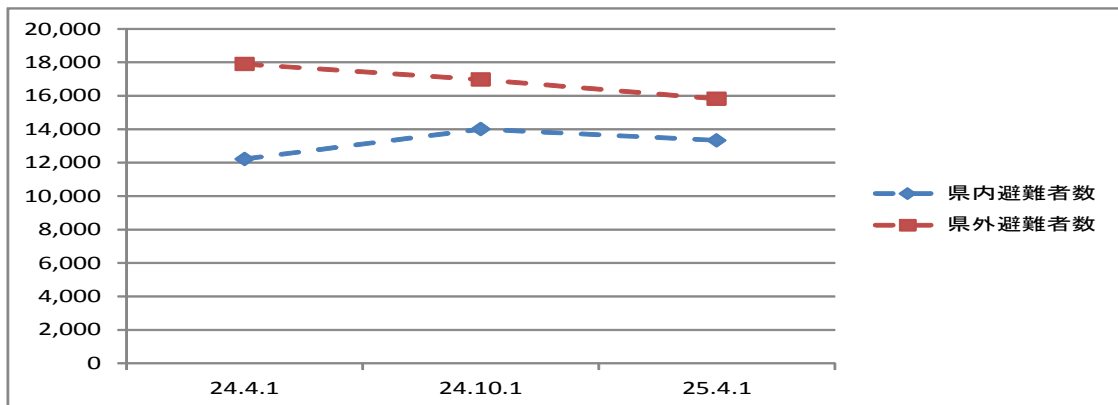
(単位:人)

市町村名	平成25年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村内	
避難元市町村内	避難元市町村外	避難元市町村内		避難元市町村外
福島市	3,034	0	34	3,000
会津若松市	60	0	2	58
郡山市	2,590	0	28	2,562
いわき市	2,803	1,134	59	1,610
白河市	254	54	4	196
須賀川市	169	0	0	169
喜多方市	7	0	0	7
相馬市	159	0	7	152
二本松市	316	0	2	314
田村市	367	288	48	31
南相馬市	5,820	1,338	1,621	2,861
伊達市	401	56	6	339
本宮市	60	0	1	59
桑折町	39	0	5	34
国見町	57	0	0	57
川俣町	225	86	63	76
大玉村	19	0	1	18
鏡石町	37	0	0	37
天栄村	22	0	1	21
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	2	0	0	2
猪苗代町	5	0	0	5
会津坂下町	0	0	0	0
湯川村	0	0	0	0

市町村名	平成25年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村内	
避難元市町村内	避難元市町村外	避難元市町村内		避難元市町村外
柳津町	0	0	0	0
三島町	1	0	0	1
金山町	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0
会津美里町	2	0	0	2
西郷村	65	0	0	65
泉崎村	8	0	0	8
中島村	0	0	0	0
矢吹町	33	0	1	32
棚倉町	7	0	0	7
矢祭町	0	0	0	0
埴町	3	0	0	3
鮫川村	3	0	0	3
石川町	4	0	0	4
玉川村	7	0	0	7
平田村	3	0	0	3
浅川町	4	0	1	3
古殿町	5	0	0	5
三春町	46	0	3	43
小野町	22	0	1	21
広野町	849	64	597	188
檜葉町	1,226	0	969	257
富岡町	2,382	0	1,638	744
川内村	295	40	171	84
大熊町	2,127	0	1,545	582
双葉町	1,094	0	486	608
浪江町	3,276	0	1,918	1,358
葛尾村	201	0	179	22
新地町	49	0	0	49
飯館村	990	0	881	109
計	<b>29,148</b>	<b>3,060</b>	<b>10,272</b>	<b>15,816</b>
		<b>13,332</b>		
H24.10.1現在	<b>30,968</b>	<b>13,998</b>	<b>16,970</b>	
増減数	<b>△ 1,820</b>	<b>△ 666</b>	<b>△ 1,154</b>	

※ 原則として平成25年4月1日時点の避難者数である。  
(3/12西郷村)

※ 郡山市の数値については、4月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げによるもの。  
注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。



## 2 出生率等の現状

### (1) 出生数、出生率の推移

#### ① 出生数と合計特殊出生率の推移

福島県の出生数は、戦後の第一次ベビーブームの昭和24年に約7万3千人をピークに激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成23年には15,072人まで減少した。

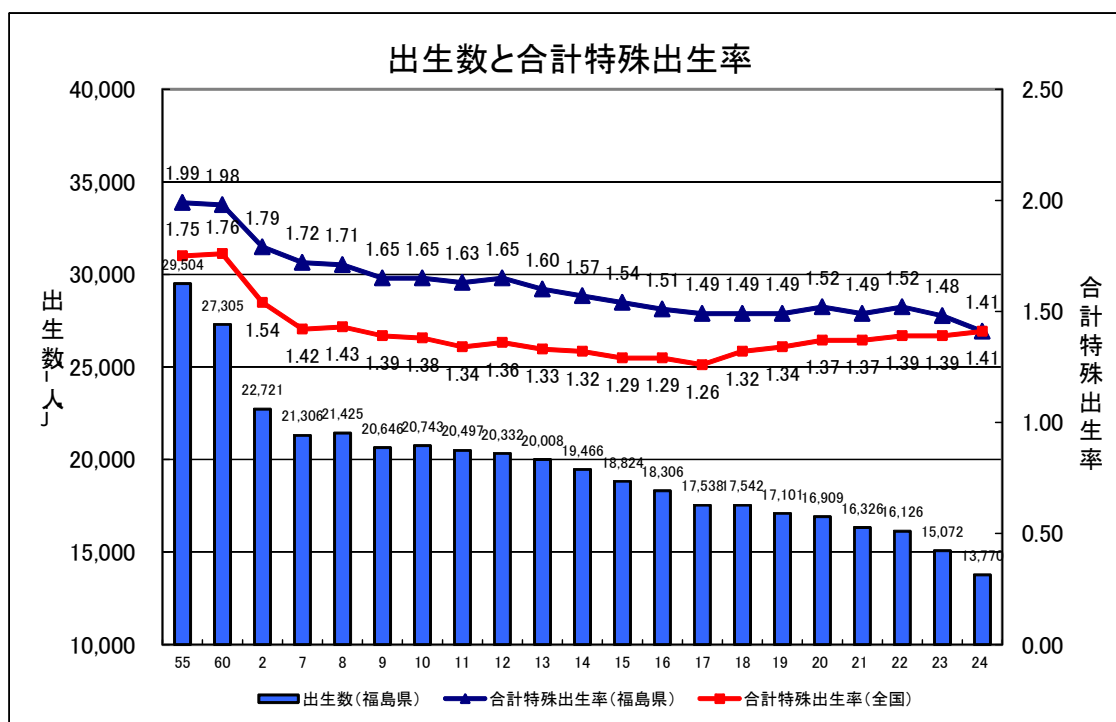
公表されている直近の数字で見ると、平成24年の出生数は13,770人で、前年より1,302人減少した。なお、平成23年の出生数についても、前年と比較して1,054人減少しており、その要因として、妊婦の県外転出や産み控えなど、震災による影響が考えられる。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が2.07とされているところ、昭和の終わり頃に2.0に近い数字であったが、近年はそれを下回っている。

平成24年は全国と同数値の1.41であり、順位は昨年の全国19位から全国33位へと下降している。

近年の傾向としては、福島県の出生数は図のとおり減少傾向にある。

また、国の出生数は、平成22年から23年では2万498人、平成23年から24年では1万3,575人と2年連続で減少しているが、平成24年の合計特殊出生率は前年を0.2ポイント上回っている。



厚生労働省「人口動態統計」

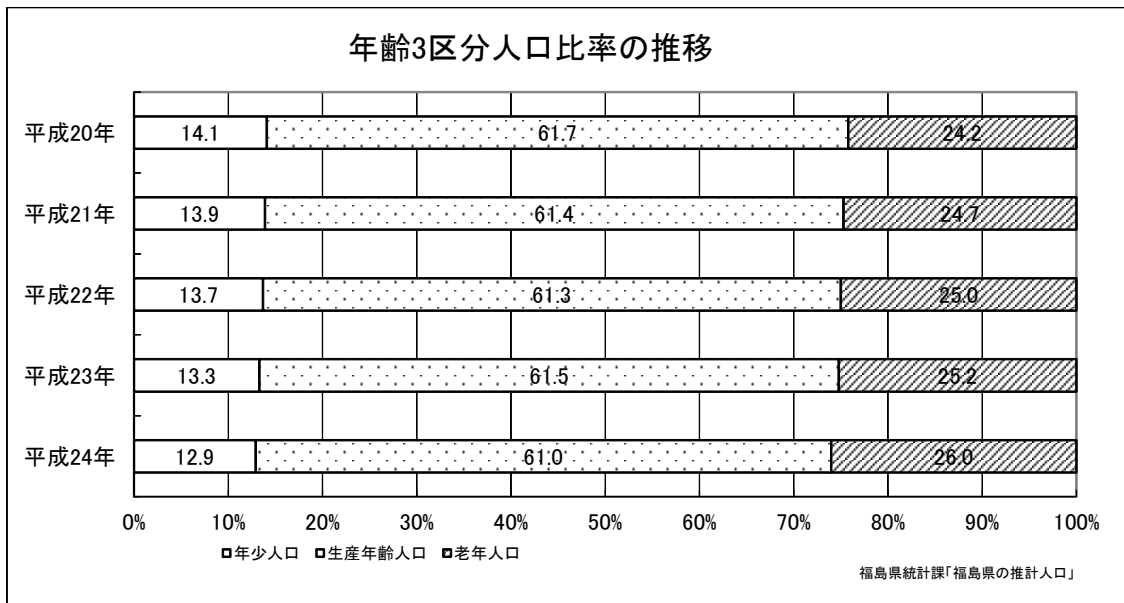
## ② 年少人口と高齢人口の推移

少子化の進行に伴い、年少人口（0から14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行している。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は、年々低下し、平成24年10月1日現在12.9パーセントとなっている。

一方で、老年人口の割合は年々増加し、26.0パーセントとなっている。

平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、今後もさらに拡大すると見られている。



## (2) 将来の人口

少子化の進行や、流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は、平成10年1月の2,138,454人をピークに減少傾向にある。

昨年度、改定した県の総合計画では、東日本大震災と原子力災害の発生を踏まえ、改めて将来人口について2通りのシナリオで予測をしており、緩やかな人口減少の場合は平成32年に189万人、急激な人口減少の場合は平成32年に175万人まで減少すると試算しており、実際にはこの2つの試算の間で推移するものと想定している。

なお、平成22年国勢調査では、2,029,064人となっていたが、東日本大震災による人口流出を含めた平成25年7月1日現在の推計人口は、1,948,898人となっており、人口の減少が続いている。

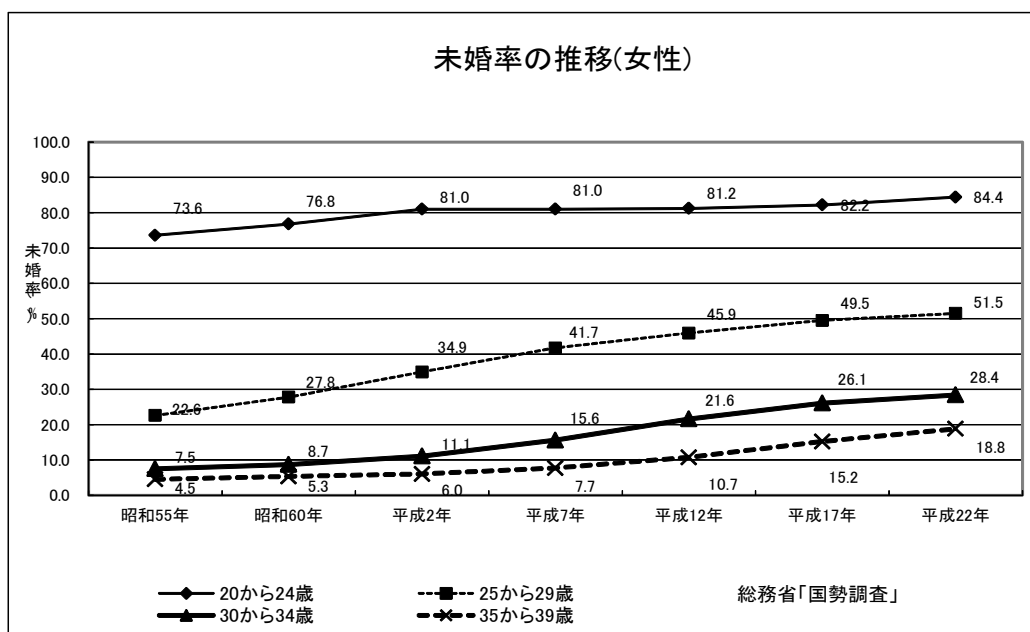
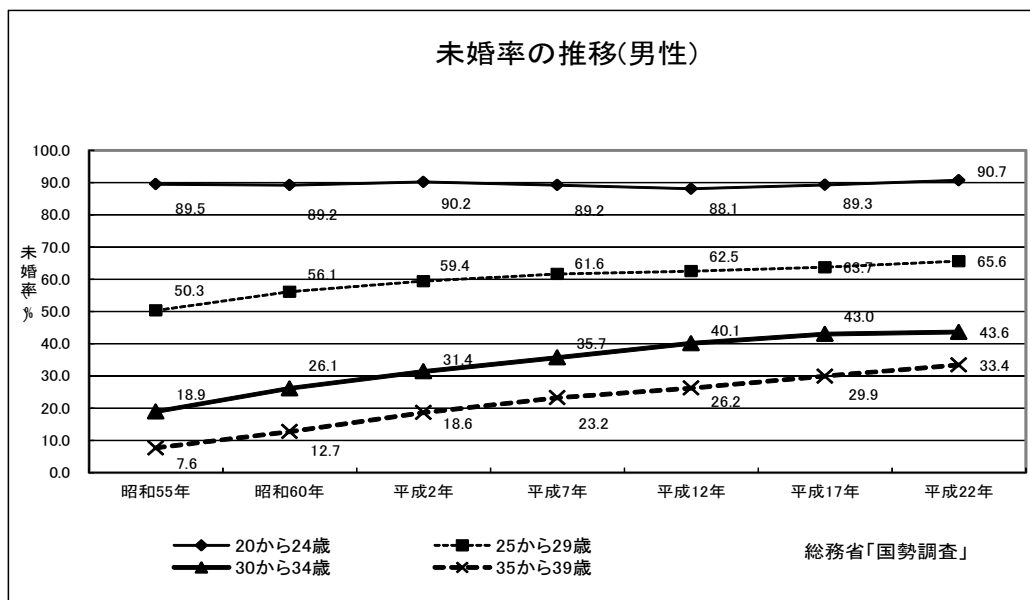


### (3) 少子化の要因とその背景

#### ① 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いて全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきている。

男女とも、20歳代後半及び30歳代の未婚率の上昇が目立つ。

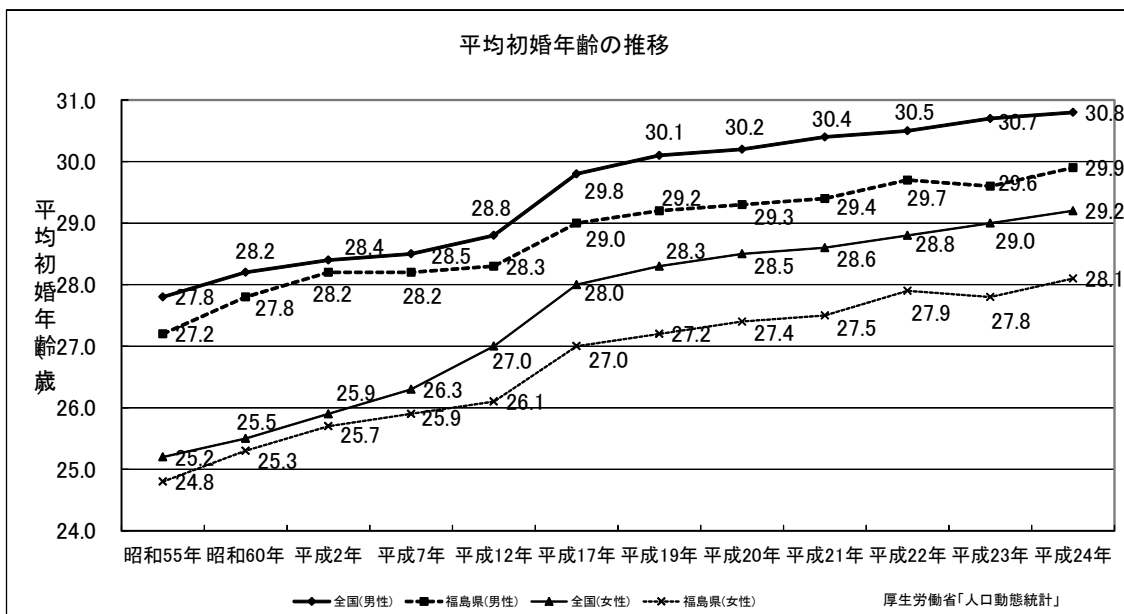


#### 未婚率 (平成22年国勢調査)

	福島		全国	
	男性	女性	男性	女性
25～29歳	65.6%	51.5%	71.7%	60.3%
30～34歳	43.6%	28.4%	47.3%	34.5%

## ② 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、平成24年（概数）で男性は29.9歳（全国30.8歳）、女性は28.1歳（全国29.2歳）で男性は全国第2位、女性は全国第1位であり、全国に比べれば低いですが、傾向としては徐々に高くなってきている。



## ③ 少子化の背景

平成20年度の県民意識調査では、「結婚は否定しないものの急いではない」「独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよい」また、女性が男性より強く感じているものに、「仕事と家事あるいは育児を両立させる自信がない」ということがあり、こうした意識が未婚率の上昇につながっているものと考えられる。

また、景気低迷に伴う雇用情勢の悪化等により、将来への不安から結婚や出産をためらうことが、出生数の減の要因と考えられる。

さらに、若者の経済力の低下が、結婚できない若者を増やし、さらに共働き世帯を増加させ、出生数のさらなる減少を招いている。

社会的傾向としては、地域社会における人間関係の希薄化が、子育て世帯の孤立化にも影響し、子育てが家庭という狭い領域で行われることで、様々なマイナスの効果を及ぼし、それが出産を躊躇させる要因となっている。

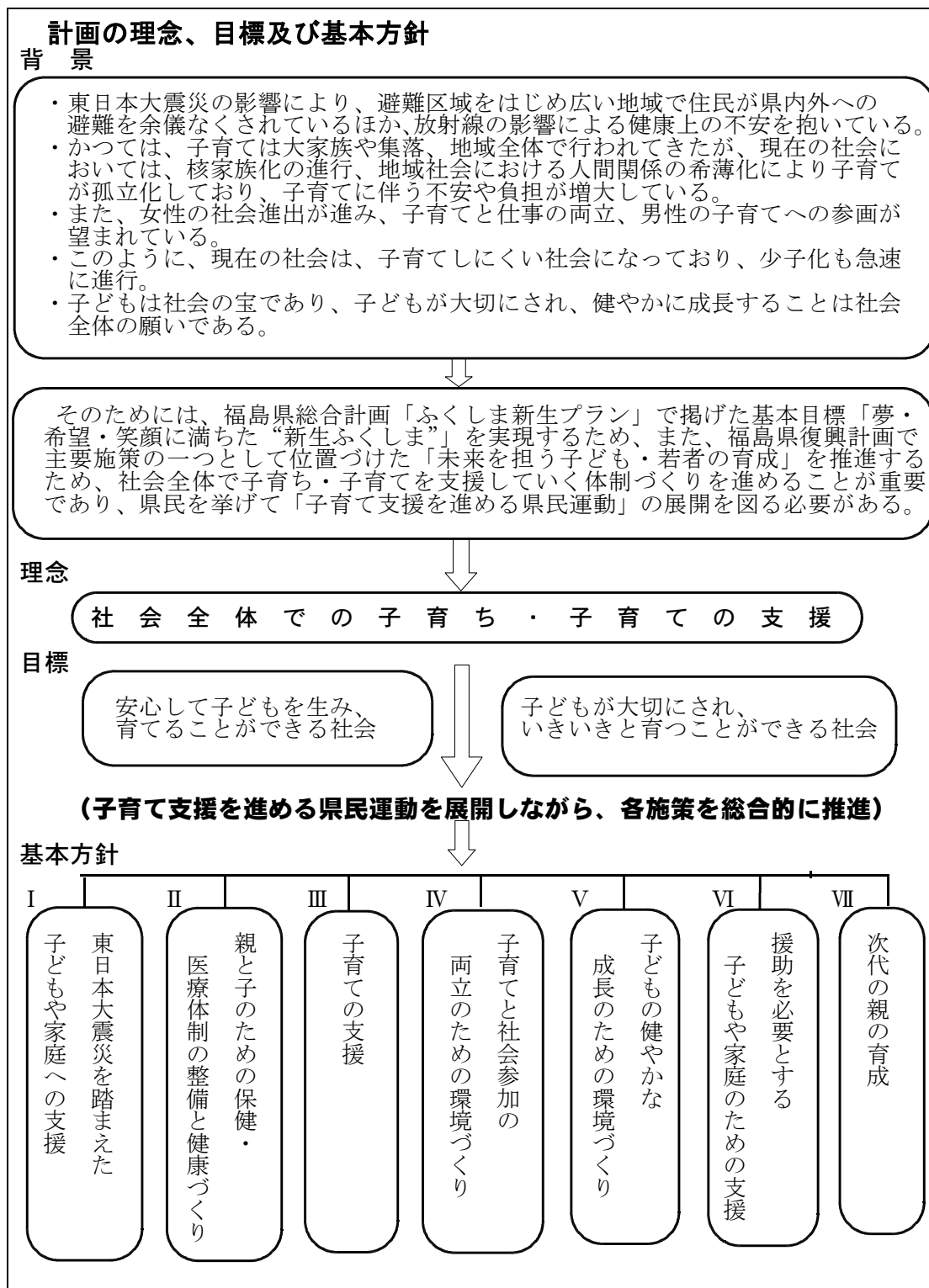
## 3 子育て支援の取組みの方向性

### (1) 条例に基づく基本計画について

「子育てしやすい福島県づくり条例」には、その第9条で子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることが義務づけられており、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」が、条例に定める基本計画となっている。

(2) 「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」（平成25年3月改定版）の概要

この計画は、下図にあるように、理念と目標の下に計画改定後に加えた「東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援」の基本方針を含めて、7つの基本方針が定められており、基本方針の下に基本的施策、その下に行動計画が定められている。



#### 4 まとめ

東日本大震災や原子力発電所の事故による影響により、現在も、多くの方々がこれまで住み慣れた土地から離れて、避難生活を余儀なくされている。

避難生活が長期化する中、避難している方々の、ふるさとで培ってきた地域のつながりや、人と人の縁を断ち切らないようにした上で、避難先の土地において新たな絆をつくり、地域全体で子育て支援を協力して進めていく体制を整えていくことが重要である。

また、避難者を受け入れる地域では、協力しながら新たな絆をつくって、これまで以上に地域全体で子育てを支援していくことが必要である。

県としては、こうした新しい絆づくりも含めて、今後とも市町村、県民、事業主、その他関係団体との連携の下、地域全体で子育てを支援していけるよう各種事業に取り組んでいかなければならない。

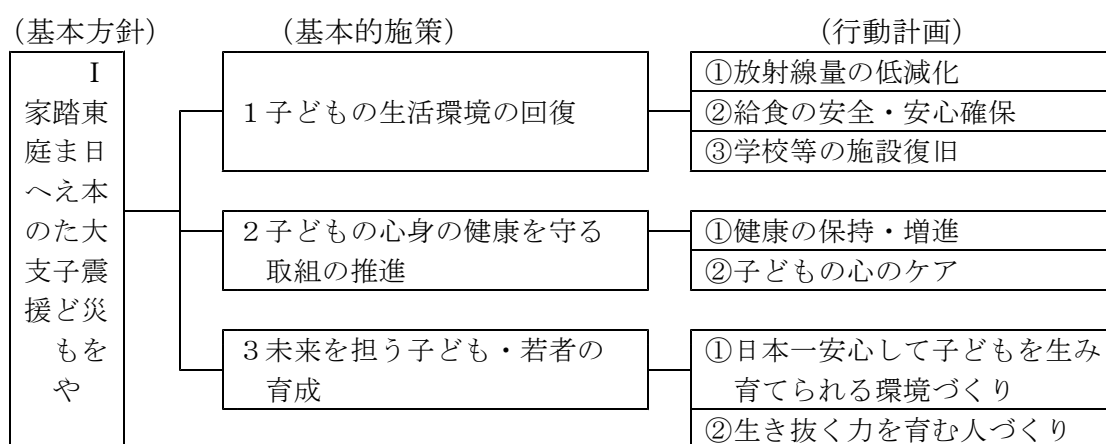
## 第2章 子育て支援に関する重点施策

平成24年度は、前年度に引き続いて、東日本大震災と原子力発電所の事故による被害への対応を中心にしながら、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の基本方針に沿った様々な施策を展開した。

以下、平成25年3月改定後の「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の7つの基本方針について、その方針の内容と平成24年度の主な事業について説明していく。

また、指標については、主な事業と関連の深いものをグラフ化し、その上で、基本方針ごとの指標の評価を記載した。

### <基本方針I> 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援



#### <基本方針の内容>

除染を進めることで放射線量の低減化を図るとともに、放射性物質による健康不安を解消するため、長期にわたる県民健康管理調査を継続していくほか、被災した子どもの心のケアの支援体制を整備します。

また、震災の体験を生かしたふくしまならではの教育を行うとともに、18歳以下の医療費無料化を図り、放射線量の低い地域での自然体験活動や屋内における遊び場を整備するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

#### <平成24年度の主な事業>

##### ①新保育所等給食検査体制整備事業

242,308千円

給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、保育所等の給食の検査体制の整備を行った。

実績：補助対象市町村

37市町村（269施設）

##### 県立学校施設等災害復旧事業

4,028,970千円

被災した県立学校施設等について、改築に着手するとともに、建物・設備の復旧を行った。

実績：発注状況 96%、竣工状況 90%

①新母子の健康支援事業

32,344千円

「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」窓口を福島、会津、いわきに設置し、育児、健康に関する相談に対応した。

実績：電話相談利用件数 1,044件

母乳検査件数 467件(放射性セシウム134,137 全てND)

②新屋内遊び場確保事業

368,848千円

子育て家庭のストレス軽減や子どもの体力向上を図るため、身近なところでの屋内遊び場整備を支援した。

実績：市町村 : 14市町村17施設

民間団体 : 40団体 40施設

ふくしまっ子体験活動応援事業

988,310千円

子どもの健全育成を図るため、自然体験活動や交流活動を実施する学校・団体等に対して補助を行った。

実績：延べ利用者数 181,331名

サテライト校支援事業等(宿泊施設支援事業、運営管理事業含む)

296,493千円

サテライト校の生徒の進路希望実現に向けた取組の支援、保護者の元からの通学が困難な生徒の宿泊施設の確保、サテライト校の運営に係る費用の支援を行った。

実績：大学模擬授業、小論文講習会、企業見学等の費用

サテライト校の受験会場までのバス送迎費用

宿泊施設：県北地区 1カ所、県中地区 1カ所、いわき地区 4カ所、相馬地区 2カ所

<指標評価>

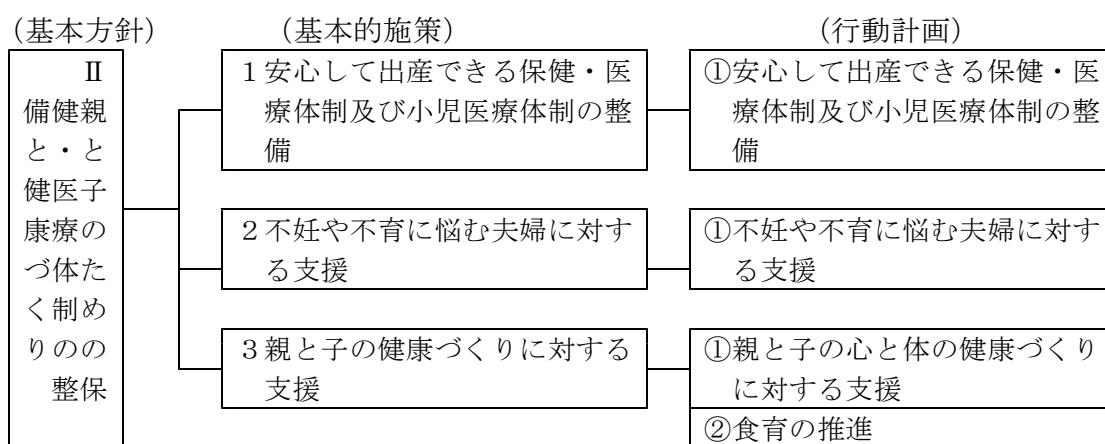
「基本方針Ⅰ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画改定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数により算出したH24年度目標値	実績値(平成24年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※	
<b>Ⅰ 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援</b>							
甲状腺検査の受診率	H23	79.8%	100.0%	86.5%	83.2%	50.7%	B
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合(公立小・中学校)	H24	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
防災教育に係る授業(避難訓練を除く)を実施した学校の割合(公立小・中学校)	H24	96.0%	100.0%	96.0%	96.0%	-	-
県立学校施設の耐震化率	H23	71.2%	88.0%	76.8%	77.1%	105.4%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
甲状腺検査の受診率	B	甲状腺検査については、平成25年度末までに対象者全員の第1回目の検査を終了することとしており、平成23年度79.8%は平成23年度対象者に対する平成23年度末における受診率である。 平成24年度受診率83.2%は、平成23年度、平成24年度の対象者に対する平成24年度末の受診率である。 なお、平成23年度対象者の平成24年度末における受診率は、85.3%まで上昇している。

<基本方針Ⅱ> 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり



<基本方針の内容>

放射線の健康影響に関する正しい知識等の情報発信に努めるほか、食育を推進するなど親子の健康づくりを支援します。また、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めるとともに、不妊や不育に悩む夫婦のための対策を推進します。

<平成24年度の主な事業>

特定不妊治療費助成事業

119,669千円

高度生殖医療（体外受精・顕微授精）による不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、不妊に悩む夫婦への相談支援と不妊治療に関して普及啓発を行った。

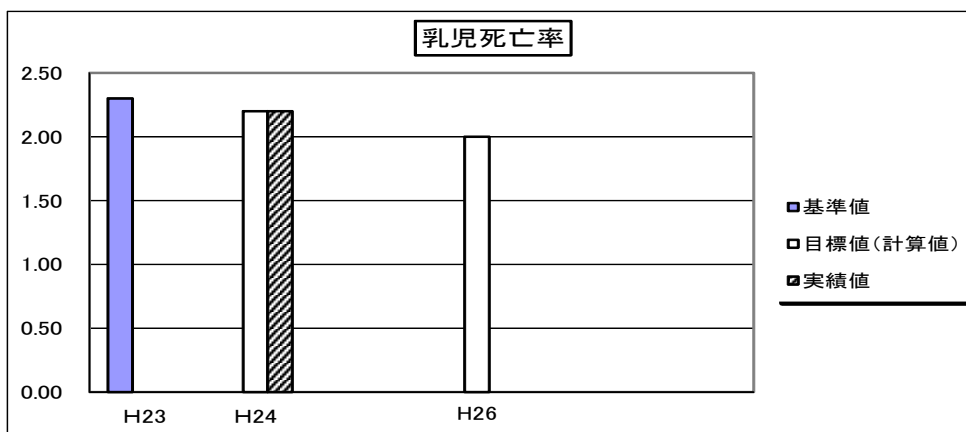
実績：(1) 特定不妊治療費助成件数 819件  
 (2) 不妊総合相談事業 相談件数764件  
 (3) 不妊治療普及啓発事業 3地域で開催

小児救急電話相談事業

10,086千円

子どもの急病への対処法等について、保護者へアドバイスをする夜間の電話相談を実施した。

実績：電話相談利用件数 7,404件



- 計画改定時に基準値を平成20年度の2.7から平成23年度の2.3に変更し、新たに目標を設定しており、平成24年度は計算上の目標値を達成した。

<指標評価>

「基本方針Ⅱ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画改定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH24年度目標値</small>	実績値(平成24年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>Ⅱ 親子のための保健・医療体制の整備と健康づくり</b>						
周産期死亡率	H23 3.6	3.5以下	3.6以下	4.6	-	D
乳児死亡率	H23 2.3	H24 2.0以下	2.2以下	2.2	100.0%	A
1歳6か月児健診の受診率	H22 96.1%	100.0%	97.1%	94.1%	-	D
3歳児健診の受診率	H22 93.9%	100.0%	95.4%	92.9%	-	D
養育支援訪問事業実施市町村率	H23 49.2%	50.8%	49.7%	54.0%	100.0%	A
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	H21 86.4%	100.0%	94.6%	94.9%	103.7%	A
朝食を食べる児童・生徒の割合	H23 96.3%	96.6%以上	96.4%以上	96.7%	100.0%	A

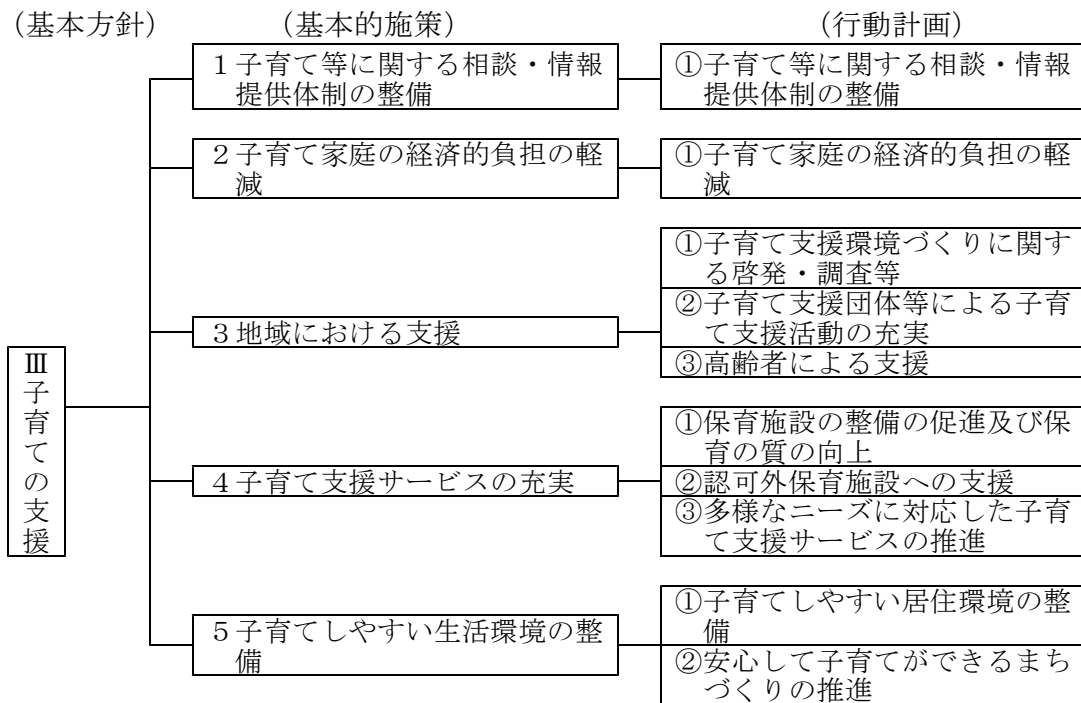


※ 達成状況のAは実績値が目標値（計算値）以上のもの、Bは実績値が目標値の5割以上であるもの、Cは実績値が目標値の5割未満のもの、Dは実績値が計画の基準値と同じか下回っているものとなっている。

（目標未達成の理由）

指 標	評価	理 由
周産期死亡率	D	平成23年の数値が震災の影響による見かけ上のもの（妊婦が住民票を移さず県外で出産し、その後住民票を移したケースが多くなったと考えられる）、平成24年は元に戻ったと考えられる。
1歳6か月児健診の受診率	D	避難している子どもについて、受診確認が難しいため。
3歳児健診の受診率	D	避難している子どもについて、受診確認が難しいため。

<基本方針Ⅲ>子育ての支援



### ＜基本方針の内容＞

社会全体で子育て世帯を支援するため子育て支援を進める県民運動を一層推進します。

また、安心して子育てができるように放射線の健康影響に対する正しい知識をはじめとした相談・情報提供体制を整備するとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等を推進する中で、多様な子育て支援サービスの整備・充実を図り、子育てに関する団体や高齢者等地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。

### ＜平成24年度の主な事業＞

**新**子どもの医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業 3,051,734千円

安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、市町村が行う子ども医療費助成に対して、補助を行った（18歳まで）。

実績：補助対象市町村 59市町村、補助率10/10

**地域の子育て力向上事業** 44,446千円

地域の子育て力を向上させるため、県が各種子育て支援に関する事業を実施するとともに、市町村や子育て民間団体が企画した子育て支援事業への補助を行った。

また、ホームスタートの普及講演や子育てを社会で応援する気運を醸成するためのイベントを開催した。

実績：県企画事業－子育て支援者のスキルアップ研修、ホームスタート講演会、ふくしま子育て支援ネットワークへの補助による子育て応援イベントの開催、各保健福祉事務所における地域の実情に合わせた子育て支援事業を実施した。

市町村企画事業－5市町に対して補助を行った。

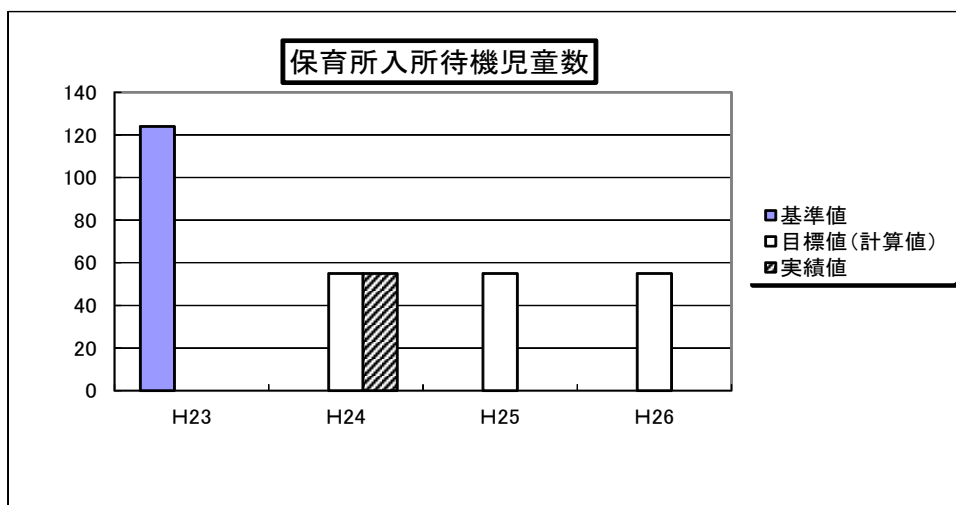
民間団体企画提案事業－9団体に対して補助を行った。

民間団体企画提案事業（特別枠）－10団体に対して補助を行った。

**保育所等整備事業** 193,163千円

安心こども基金を活用し、保育所や子育て支援のための拠点施設に対する補助を行った。

実績：保育所緊急整備事業 2件、認定こども園整備事業 2件



- 保育所待機児童数については、子ども・子育て支援新制度施行予定の平成27年度まで、各年度55名以下を目標値とし、平成32年度までに0名を目指すこととしている。

#### 子育て応援パスポート事業

3,323千円

子どもがいる世帯にパスポート（ファミたんカード）を交付するとともに、協賛事業者を募集し、当該企業等を利用する際にパスポートを提示することにより各種サービスを受けることができる仕組みを推進した。

実績：協賛店舗数4,090店（平成25年3月末現在）

ファミたんカード交付枚数349,436枚（平成25年3月末現在）

広域連携は、平成21年11月1日から茨城、栃木、群馬の各県と、平成22年6月1日から新潟県と、平成24年4月1日からは埼玉県と連携を開始し、相互に同様のカード事業によるサービスを受けることができるようになった。

<指標評価>

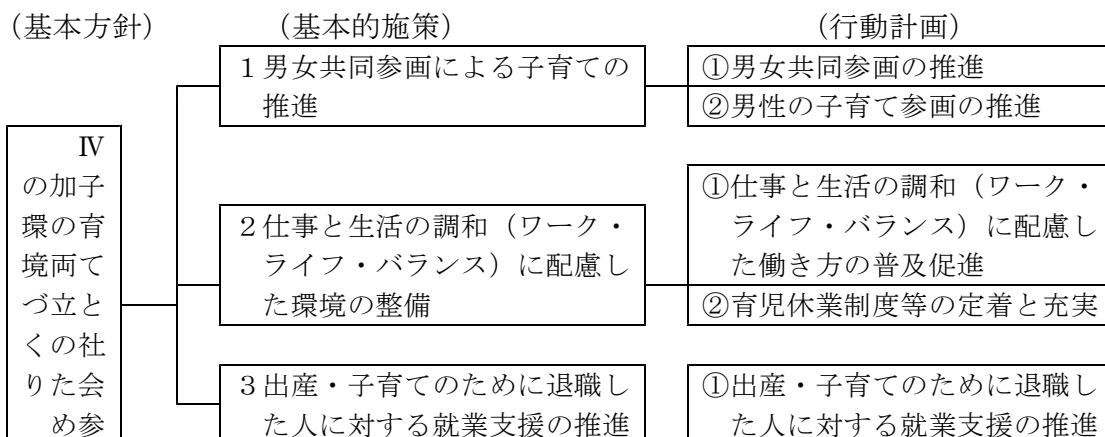
「基本方針Ⅲ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画改定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH24年度目標値</small>	実績値(平成24年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>Ⅲ 子育ての支援</b>						
子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数	H23 155,215件	160,000件	156,810件	157,269件	128.8%	A
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数(累計)	H23 220人	250人	230人	223人	30.0%	C
子育て支援を進める県民運動関連事業参加者数(22~26年度累計)	H23 90,209人	150,000人	110,139人	123,352人	112.0%	A
地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型・児童館型)施設数(累計)	H23 75カ所	95カ所	82カ所	81カ所	85.7%	B
ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	H23 26カ所	29カ所	27カ所	28カ所	200.0%	A
保育所入所待機児童数	H23 124人	55人以下	101人以下	55人	-	A
延長保育実施施設数	H23 222カ所	229カ所	224カ所	221カ所	-	D
休日保育実施施設数	H23 7カ所	18カ所	11カ所	10カ所	75.0%	B
一時預かり実施施設数	H23 114カ所	124カ所	117カ所	109カ所	-	D
特定保育実施施設数	H20 14カ所	18カ所	15カ所	18カ所	400.0%	A
病児・病後児保育実施施設数	H23 14カ所	26カ所	18カ所	22カ所	200.0%	A
認可外保育施設における有資格者数割合	H24 74.9%	78.9%	74.9%	74.9%	-	-
乗合バス会社におけるノンステップバスの導入率	H22 4.8%	5.0%以上	4.9%以上	- %	-	-
すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	H23 567km	610.0km以上	581.3km以上	- km	-	-
「やさしさマーク」交付数(累計)	H23 407件	427件以上	414件	410件	42.9%	C
おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H23 1,097カ所	1,137カ所以上	1,110カ所	1,109カ所	92.3%	B

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数（累計）	C	目標には届かなかったが、登録者数は増加しているため、今後も登録者数の増加に向け、内容の充実に取り組む。
地域子育て支援拠点施設数	B	平成24年度に6カ所増加したものの、計算値には至らなかった。
延長保育実施施設数	D	計画初年度（22年度 218カ所）からの推移を見ると、延長保育実施施設数は着実に増加しているものの、前年度と比較すると延長保育を実施する施設が微減しており、計算値には至らなかった。
休日保育実施施設数	B	休日保育の実施を認定こども園の整備に合わせて行う予定の市町村が多く、平成24年度に3カ所増加したものの、計算値には至らなかった。
一時預かり保育実施施設数	D	市町村が需要の偏りを理由として、一時預かり保育を実施する保育所を統合したこと等により、前年度の実績値を下回った。
「やさしさマーク」交付数（累計）	C	景気低迷の影響により、建築物の着工件数が減少しており、また、基準を満たす施設整備へ投資する事業者も少なかった。
おもいやり駐車場協力施設数（累計）	B	33カ所から協力施設の申し出があったものの、震災等の影響により、使用不可となった協力施設を差し引いたため、計算値には至らなかった。

＜基本方針Ⅳ＞子育てと社会参加の両立のための環境づくり



＜基本方針の内容＞

男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。

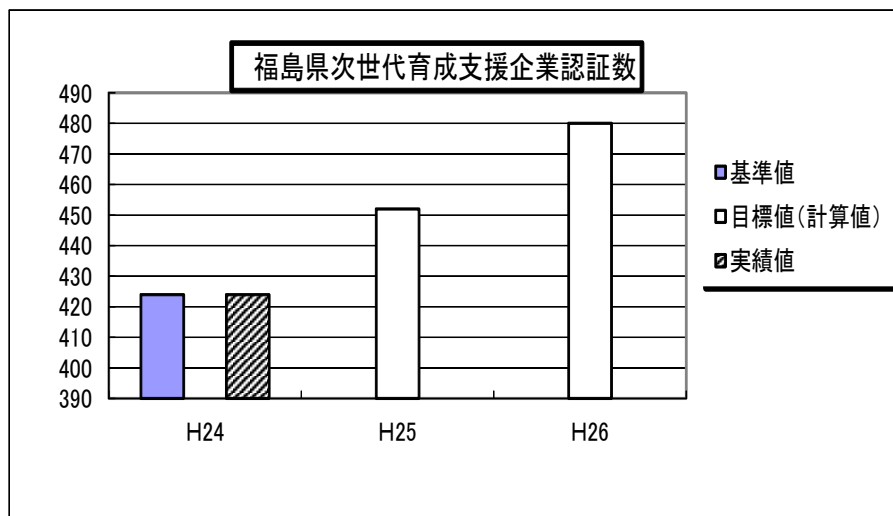
＜平成24年度の主な事業＞

次世代育成・少子化対策推進事業

898千円

一般事業主行動計画を策定し、仕事と育児の両立支援に取り組んだ結果、育児休業取得者が生じた中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて総合的な取組みを行っている企業を認証した。

実績：(1) 子育て応援中小企業認証 9社  
(2) 仕事と生活の調和推進企業認証 7社



- 福島県次世代育成支援企業（家庭と仕事が両立できる、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を県が認証するもので、認証を受けると、企業の社会的な評価が高まる。）の認証数の基準値を、計画改定時に平成20年度の213社から、平成24年度の424社に見直した。今後、さら認証数を増やしていく。

**病院内保育所運営費補助事業**

116,526千円

こどもを持つ病院職員が子育てをしながら働き続けられるよう、病院内保育施設の経営に対する助成を行った。

実績：30事業所に助成

**男女共生センター管理運営事業（研修事業）**

1,873千円

男女共生センターにおいて各種講座を実施し、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図った。

実績：（1）男女共同参画基礎講座

（2）未来塾

（2）女性のチャレンジ応援講座

（3）教師のためのヒューマンライツセミナー

（4）健康セミナー

（5）未来館ボランティアセミナー

（6）市町村男女共同参画担当者研修

（7）研修講師派遣事業

参加者数 合計992名

<指標評価>

「基本方針Ⅳ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画改定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数により算出したH24年度目標値	実績値(平成24年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>Ⅳ 子育てと社会参加の両立のための環境づくり</b>						
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数(22~26年度累計)	H23 2,955人	4,000人	3,303人	4,199人	357.5%	A
市町村における男女共同参画計画の策定率	H24 44.1%	47.5%	44.1%	44.1%	-	-
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H23 3.9%	10.0%	5.9%	5.2%	65.0%	B
福島県次世代育成支援企業認証数(累計)	H24 424社	480社以上	424社以上	440社	-	-
年次有給休暇の取得率	H23 47.8%	60.0%	51.9%	48.8%	24.4%	C
育児休業取得率(女性)	H23 97.3%	97.3%以上	97.3%	94.1%	-	D
育児休業取得率(男性)	H23 1.2%	2.2%以上	1.5%	1.6%	133.3%	A
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H23 13.4%	20.0%	15.6%	14.4%	45.5%	C

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	B	規模が大きい企業ほど高く、小さい企業ほど低くなっている。規模が小さい企業は、景気低迷の影響を受けやすく、ポジティブ・アクションそのものへの意識が薄く、また、取り組む余裕もないと考えられる。 (ポジティブ・アクション) 女性の能力を十分に活かし、実質的な男女均等取扱いを実現するため、個々の企業が行う自主的かつ積極的取組み。
年次有給休暇の取得率	C	厚生労働省の調査では年次有給休暇を取得することにためらいを感じる労働者が多いなど、職場環境の改善が進んでいないことが指摘されており、本県でも同様の状況ではないかと考えられる。



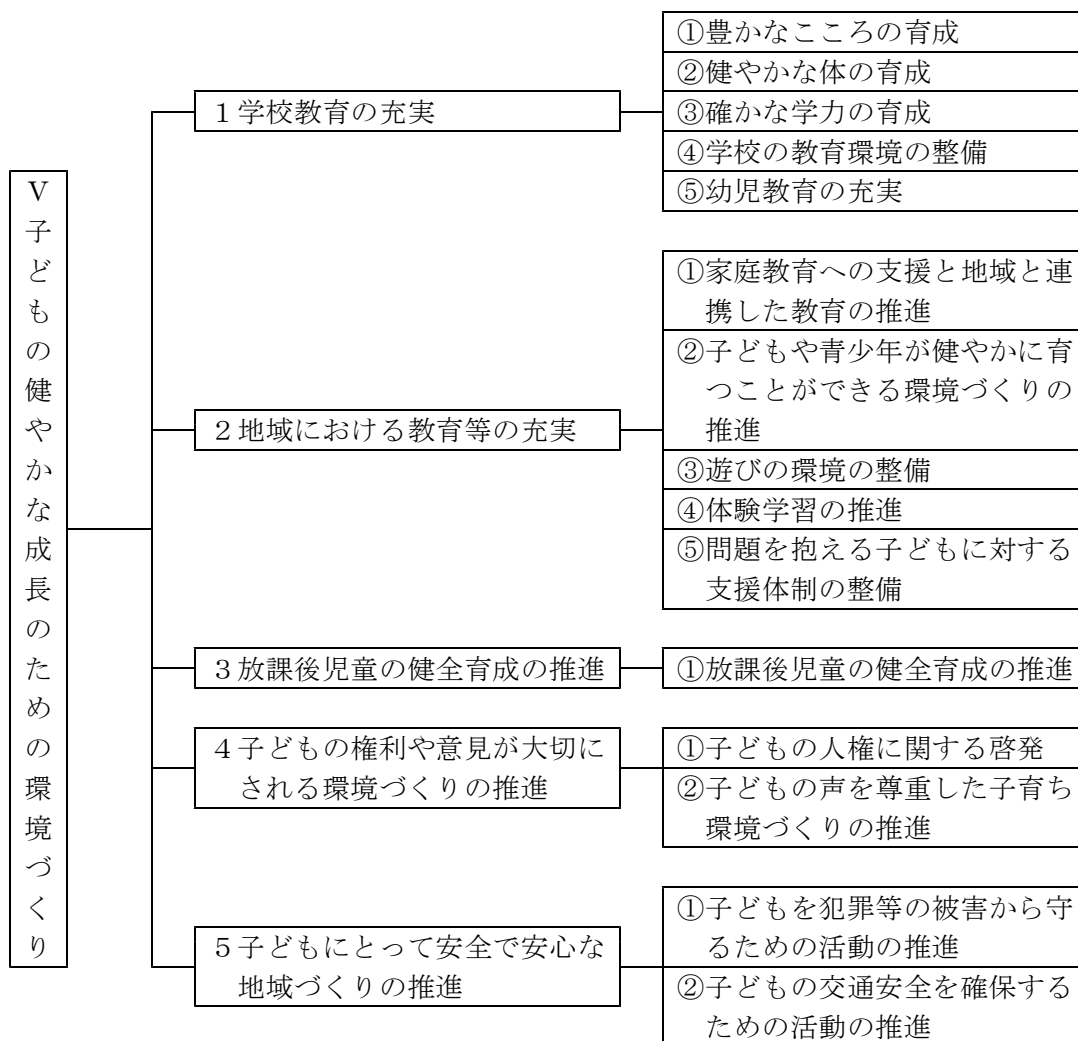
指 標	評価	理 由
育児休業取得率 (女性)	D	震災による一時休業等に伴い、比較的育児休業を取得しやすい状況があったと思われる前年度の高水準値からは低下したが、震災前の水準を大きく上回っている。
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	C	景気低迷による業績悪化から、人員確保を最小限とするため、再雇用への配慮まではできない企業も多いのではないかと考えられる。

＜基本方針Ⅴ＞子どもの健やかな成長のための環境づくり

(基本方針)

(基本的施策)

(行動計画)



＜基本方針の内容＞

子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができるように、学校及び地域において震災を踏まえたふくしまならではの教育を推進するとともに、子どもにとって必要不可欠な遊びの充実や体験学習に係る環境整備を進めます。

また、子どもの人権に関する啓発等、子どもの健全育成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全等、子どもにとって安全で安心な地域づくりを進めます。

＜平成24年度の主な事業＞

学力向上推進支援事業

72,847千円

小・中学校においては、授業改善のための定着確認シートを活用して、結果を目標値と比較し、授業改善に生かすことができた。

また、児童生徒の学習習慣や生活習慣を確立するために、各学校への訪問指導を行った。

高等学校においては、「確かな学力」向上のための基礎力育成プランにより、自主教材の作成、学ぶ意欲の向上や学習習慣確立のための講演会、社会人基礎力育成のための講演会、職場見学会を実施した。

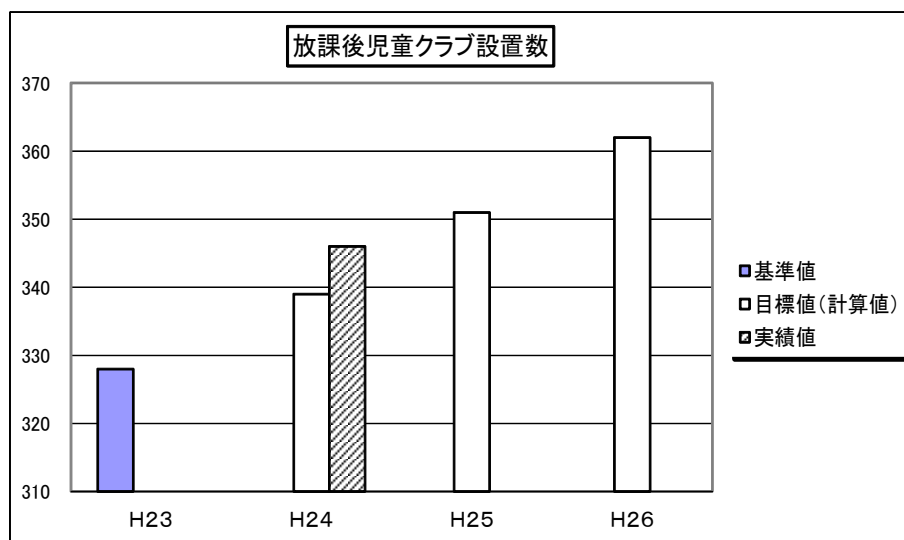
また、大学進学希望実現事業により、思考力・判断力・表現力育成講座や生徒の進学意欲の向上を図る取組等を実施するとともに、成績上位者を対象とした合同学習セミナーを実施した。

- 実績：(1) 授業改善のための定着確認シート活用事業 6回実施  
 (2) 「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン 実施25校  
 (3) 大学進学希望実現事業 実施15校  
 (4) 合同学習セミナー 参加者1年生122名、2年生82名

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 604,879千円

共働き家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、子育て世帯の負担を軽減し、子育てと仕事の両立が図られるよう支援した。

- 実績：事業実施市町村 39市町村1社会福祉協議会  
 補助対象クラブ数 247か所



- 東日本大震災の影響により、平成23年度に休止していた放課後児童クラブの活動が再開するとともに、既存の小学校の余裕教室等の改修を行い、放課後児童クラブが新設されたことにより、設置数が増加した。

<指標評価>

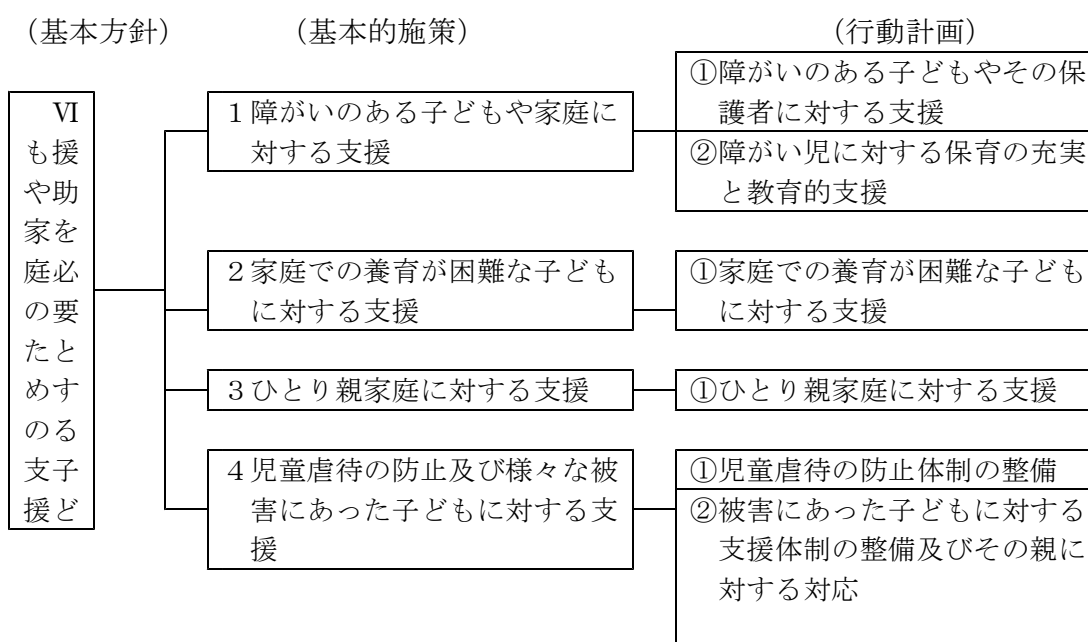
「基本方針Ⅴ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画改定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数により算出したH24年度目標値	実績値(平成24年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>V 子どもの健やかな成長のための環境づくり</b>						
不登校の件数	H23 1,491人	1,278人以下	1,420人以下	1,491人	0.0%	D
いじめの解消率	H23 92.6%	100.0%	95.1%	23 92.4%	-	-
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(小学校5年生男子)	H22 99.1	99.4以上	99.3以上	97.1	-	D
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(小学校5年生女子)	H22 101.0	101.3以上	101.2以上	99.3	-	D
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(中学校2年生男子)	H22 98.2	98.9以上	98.6以上	97.8	-	D
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(中学校2年生女子)	H22 97.4	98.1以上	97.8以上	97.6	50.0%	B
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(小学校・国語)	H24 99.7	100.6以上	99.7以上	99.7	-	-
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(小学校・算数)	H24 97.7	98.9以上	97.7以上	97.7	-	-
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(中学校・国語)	H24 101.9	102.3以上	101.9以上	101.9	-	-
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(中学校・算数)	H24 98.7	99.7以上	98.7以上	98.7	-	-
公立幼稚園における小学校との連携活動実施率	H23 96.7%	100%	97.8%	97.8%	100.0%	A
有益な映画、書籍等の推奨数(累計)	H24 映画 86本	87本	86本	86本	-	-
	H24 図書 131冊	140冊	131冊	131冊	-	-
一人当たりの都市公園面積	H23 12.43㎡/人	12.5㎡/人	12.5㎡/人	12.55㎡/人	171.4%	A
尾瀬で自然環境学習を行った県内児童生徒数	H23 769人	1,100人以上	879人以上	1,031人以上	238.2%	A
放課後児童クラブ設置数	H23 328カ所	362カ所以上	339カ所以上	346カ所	163.6%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
不登校の件数	D	平成22年度(1,575人)と比較すると減少しており、今後とも不登校児の減少に努める。 (※平成23年度は調査中止。)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (全国平均との比較割合)(小学校5年生男女、中学校2年生男子)	D	原子力災害発生後、放射線による健康被害への不安から屋外活動を制限する時期があり、このことが体力の低下に影響していると考えられる。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (全国平均との比較割合)(中学校2年生女子)	B	原子力災害発生後、放射線による健康被害への不安から屋外活動を制限する時期があり、このことが体力の低下に影響していると考えられる。
全国学力・学習状況調査結果(全国平均正答率との比較割合・全国平均100) (小学校国語・算数、中学校国語・数学)	—	平成22年度の調査結果と比較すると、改善傾向が見られる。(※平成23年度は調査中止。)

<基本方針VI> 援助を必要とする子どもや家庭のための支援



### ＜基本方針の内容＞

障がいのある子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子ども、ひとり親家庭等の援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。

また、児童虐待の防止体制を整備し、関係機関との協力・連携を図りながら、支援等を進めます。

### ＜平成24年度の主な事業＞

#### ひとり親家庭等在宅就業支援事業

193,592千円

ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親にとって家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業について、能力開発のための訓練プログラムを実施するとともに主にITを用いた在宅就業業務の開拓を行い、就業を支援した。

実績：参加申し込み数 1,204人

参加者数 820人

#### 特別支援教育総合推進事業

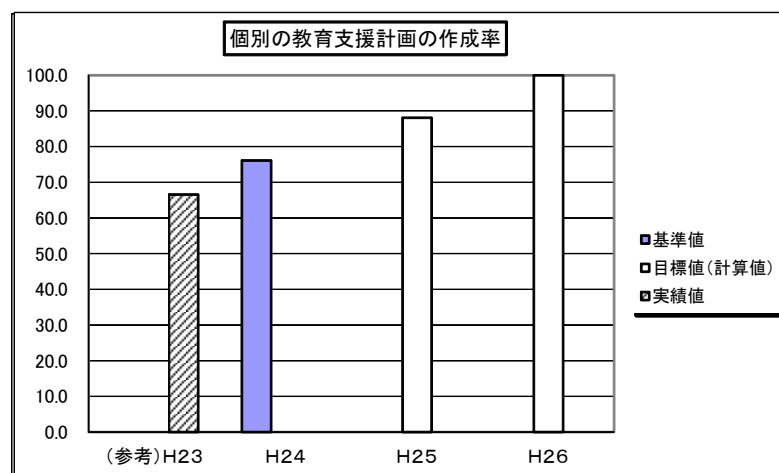
1,041千円

市町村が、障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進できるよう、市町村が関係機関と連携して行う支援体制整備の取組みや、特別支援教育の充実を図る取組みを支援した。

実績：市町村において各種研修会や啓発セミナー等を実施。

障がい福祉課と連携して相談支援ファイル作成を支援。

46市町村で教育と保健福祉が連携した支援体制を整備。



○ 平成24年度は、作成のためのリーフレットを配付するなどの取組を進めた結果、前年度と比較して作成率が9.5ポイント上昇した。

(夢プラン改定により、現在の基準値は平成24年度の実績値となっている。)

**虐待から子どもを守る総合対策推進事業**

3, 962千円

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化、児童相談所の専門性強化を図った。

実績：(1) 児童見守り力強化支援事業

- ・ 保育従事者等研修 2回、参加人数100人
- ・ 教職員向け研修 1回、参加人数 43人

(2) 児童虐待未然防止対策事業

- ・ CAP（暴力未然防止）プログラム10回、参加人数676人
- ・ 子どもの権利ノートの作成、配付

(3) 事業虐待ケース対応強化事業

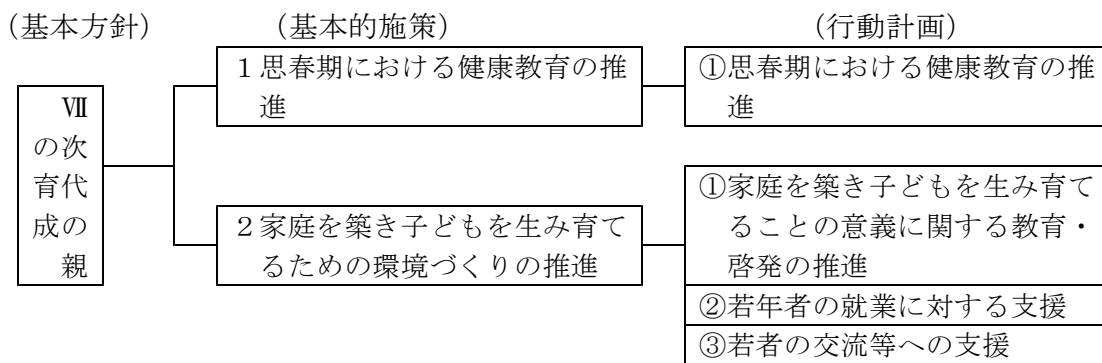
- ・ 児童虐待専門員による助言 30回
- ・ 精神科医等によるカウンセリング 50回、対象人数184人

<指標評価>

「基本方針Ⅵ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画改定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH24年度目標値</small>	実績値(平成24年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>Ⅵ 援助を必要とする子どもや家庭のための支援</b>						
個別の教育支援計画の作成率	H24 76.1%	100.0%	76.1%	76.1%	-	-

<基本方針Ⅶ> 次代の親の育成



<基本方針の内容>

次代の親となるべき若者に対し、家庭を築き子どもを生き育てることの意義について教育や啓発を図るとともに、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めるとともに、若者が互いに交流する機会を促進します。

＜平成24年度の主な事業＞

キャリア教育推進事業

10,425千円

専門高校（農業高等学校、工業高等学校及び商業高等学校）において、産業関連の知識や技能を子どもたちに習得させるとともに、地域に定着し、地域産業を担う人づくりのため、キャリア教育を推進した。

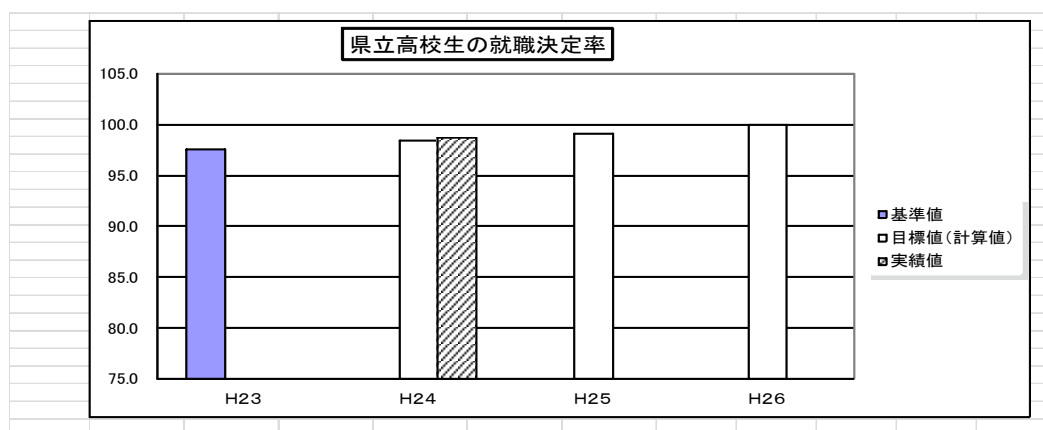
また、県南、会津地区をモデル地区として、小学校、中学校、専門高校が連携して、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進した。

実績：専門高校プロジェクト事業

農業高等学校8校、工業高等学校12校、商業高等学校15校

専門高校における小・中学校連携事業

小学校3校、中学校2校、専門高校3校



○ 就職決定率は前年度より上昇し、平成24年度の目標値に到達した。

若者交流促進事業

11,985千円

若者の出会いの場を創出するため、若者交流応援団体のネットワークを構築するとともに、広域的な交流活動に係る企画提案に対して補助した。

実績：うつくしま若者交流ネットワーク事業

若者交流事業実施団体の事例発表・意見交換会開催 1回

参加者数 40名

若者交流広報事業 ホームページにて若者交流のイベント紹介

イベント数 116件

企画提案型若者交流活動支援事業 16団体へ補助



<指標評価>

「基本方針Ⅶ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画改定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH24年度目標値</small>	実績値(平成24年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>Ⅶ 次代の親の育成</b>						
「性に関する教育」の手引き活用率	H24	87.2 %	100.0 %	87.2 %	87.2 %	—
薬物乱用防止教室の受講率(中学生)	H23	22.7 人	25.0 人	23.5 人	31.2 人	1062.5% A
県立高校生の就職決定率	H23	97.6 %	100.0 %	98.4 %	98.7 %	137.5% A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
(参考) 「性に関する教育」 の手引き活用率	—	平成22年度(89.0%)と比較すると、活用率は低下している。校種によって活用状況が異なっており、特に幼稚園の活用率が低いことが要因となっている。

**参考**

平成24年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）

「子育てしやすい福島県づくり条例」

平成24年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）

（単位：千円）

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算		
I 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援	23 35,028,265	1 子どもの生活環境の回復	23 19,918,595	(1) 放射線量の低減化	23 8,747,430		
	24 41,248,316		24 13,339,285	(2) 給食の安全・安心確保	24 2,202,045		
				(3) 学校等の施設復旧	23 1,657,782		
					24 1,912,527		
					23 9,513,383		
					24 9,224,713		
			2 子どもの心身の健康を守る取組の推進	23 8,020,035	(1) 健康の保持・増進	23 7,892,092	
					24 11,329,140	(2) 子どもの心のケア	23 127,943
					24 602,787		
		3 未来を担う子ども・若者の育成	23 7,089,635	(1) 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり	23 5,104,520		
				24 15,579,891	(2) 生き抜く力を育む人づくり	23 1,985,115	
				24 7,098,300			
II 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	23 2,685,751	1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制	23 2,157,769	(1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	23 2,157,769		
	24 9,520,696			24 8,882,992	24 8,882,992		
		2 不妊に悩む夫婦に対する支援	23 129,271	(1) 不妊に悩む夫婦に対する支援	23 129,271		
				24 127,640	24 127,640		
		3 親と子の健康づくりに対する支援	23 398,711	(1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援	23 387,507		
				24 510,064	(2) 食育の推進	23 11,204	
				24 3,449			
III 子育ての支援	23 12,387,978	1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	23 36,313	(1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	23 36,313		
						24 18,488,227	24 271,744
		2 子育て家庭の経済的負担の軽減	23 8,693,574	(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	23 8,693,574		
						24 13,975,828	24 13,975,828
		3 地域における支援	23 469,618	(1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等	23 53,780		
						24 1,029,479	24 37,054
						(2) 子育て支援団体等による子育て支援活動の充実	23 402,944
					24 975,401		
					23 12,894		
					24 17,024		
	4 子育て支援サービスの充実	23 1,428,051	(1) 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上	23 469,541			
					24 1,374,510	24 612,681	
					(2) 認可外保育施設への支援	23 20,405	
				24 18,365			
				23 938,105			
				24 742,464			
	5 子育てしやすい生活環境の整備	23 2,107,718	(1) 子育てしやすい居住環境の整備	23 1,346,449			
					24 2,034,013	24 1,230,671	
				23 761,269			
				24 803,342			
<b>少子化対策予算 予算額計</b>							
23 68,010,708							
24 73,321,914							

IV 子育てと社会参加の両立のための環境づくり	23 2,996,453 24 1,358,142	1 男女共同参画による子育ての推進	23 7,621	(1) 男女共同参画の推進	23 4,753		
			24 3,814	(2) 男性の子育て参画の推進	24 3,814		
					23 4,271 24 896		
	2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した環境の整備	23 2,987,868 24 1,352,474			(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した働き方の普及促進	23 416,639 24 290,429	
					(2) 育児休業制度等の定着と充実	23 2,571,229 24 1,062,045	
	3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	23 2,193 24 2,899			(1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	23 2,193 24 2,899	
	V 子どもの健やかな成長のための環境づくり	23 8,799,181 24 13,120,911	1 学校教育の充実	23 7,203,460	(1) 豊かなこころの育成	23 191,613	
24 8,475,492				(2) 健やかな体の育成	24 590,915		
				(3) 確かな学力の育成	23 20,349 24 212,688		
				(4) 学校の教育環境の整備	23 253,985 24 256,297		
				(5) 幼児教育の充実	23 6,363,493 24 6,954,741		
					23 374,020 24 460,568		
2 地域における教育等の充実		23 794,660 24 4,300,355			(1) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	23 8,829 24 18,318	
					(2) 子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりの推進	23 113,678 24 93,200	
					(3) 遊びの環境の整備	23 425,025 24 1,065,565	
					(4) 体験学習の推進	23 82,406 24 2,560,430	
					(5) 問題を抱える子どもに対する支援体制の整備	23 183,368 24 554,422	
3 放課後児童の健全育成の推進		23 690,497 24 756,434			(1) 放課後児童の健全育成の推進	23 690,497 24 756,434	
4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進		23 2,124 24 2,077			(1) 子どもの人権に関する啓発	23 872 24 873	
					(2) 子どもの声を尊重した子育て環境づくりの推進	23 1,252 24 1,204	
5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進		23 304,960 24 153,509			(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	23 278,188 24 136,362	
					(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	23 26,772 24 17,147	
VI 援助を必要とする子どもや家庭のための支援		23 7,136,022 24 7,086,498	1 障がいのある子どもや家庭に対する支援	23 3,064,718	(1) 障がいのある子どもやその保護者に対する支援	23 2,879,415	
				24 3,251,569	(2) 障がい児に対する保育の充実と教育的支援	24 3,050,372	
						23 185,303 24 201,197	
		2 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	23 1,512,041 24 1,489,828			(1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	23 1,512,041 24 1,489,828
	3 ひとり親家庭に対する支援	23 2,465,783 24 2,326,597			(1) ひとり親家庭に対する支援	23 2,465,783 24 2,326,597	
	4 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援	23 1,593,367 24 1,499,992			(1) 児童虐待の防止体制の整備	23 79,077 24 6,255	
					(2) 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応	23 1,517,656 24 1,495,242	

Ⅶ 次代の親の育成	23	543,627	1 思春期における健康教育の推進	23	10,717	(1) 思春期における健康教育の推進	23	10,717
	24	304,753		24	10,353		24	10,353
			2 家庭を築き子どもを産み育てるための環境づくりの推進	23	532,910	(1) 家庭を築き子どもを産み育てることに意義に関する教育・啓発の推進	23	258,155
				24	294,400		24	44,623
						(2) 若年者の就業に対する支援	23	263,497
							24	237,243
						(3) 若者の交流等への支援	23	11,258
							24	12,534

※ 項目間に事業の重複があるため、行動計画欄や基本的施策欄の合計が、必ずしも基本的施策欄や基本方針欄の合計と合致しません。

※ 基本方針Ⅰの平成23年度予算額は2月補正後の金額です。

## 子育てしやすい福島県づくり条例

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「<sup>じゆう</sup>仕の<sup>おきて</sup>掟」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えると、大切な精神文化の一つであると思われまます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生子、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

### (目的)

第一条 この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子ども

を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。）をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

(基本理念)

第三条 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

(県民及び地域社会の役割)

第五条 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業主の役割)

第六条 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図ら

れるように必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(保護者の役割)

第七条 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとします。

(基本的施策等)

第八条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- 一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。
- 二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。
- 三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。
- 四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。
- 五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。
- 六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。
- 七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

(基本計画の策定)

第九条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

- 2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。
- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。



4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

(推進体制の整備)

第十条 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育てに係る機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第十一条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。